

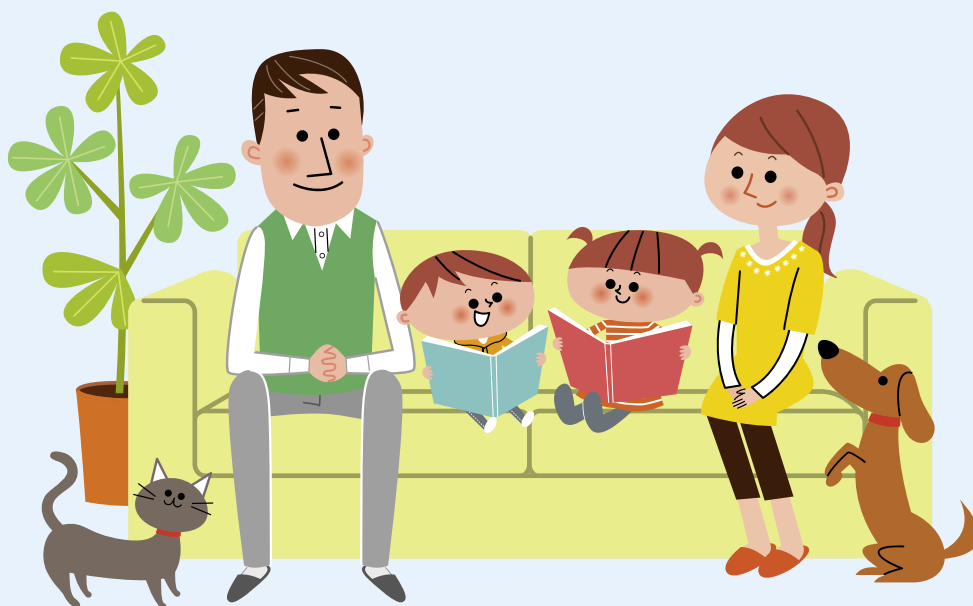
令和7年度中途加入用

従業員の皆さまへ

東芝保険制度

せいめい(生命)保障プラン

本保険の正式名称：「団体定期保険(こども特約・年金払特約付)」
パンフレット(契約概要、注意喚起情報)



お申込み締切日

月末までにwebサービス「TISCOT」よりお申込み手続きいただくか
東芝保険サービス(株) 担当窓口へ申込書を提出ください。
申込月の翌々月1日より加入・変更することができます。

保険期間

令和7年1月1日～令和7年12月31日

中途加入の場合の保障期間

加入日から令和7年12月31日まで

意向確認のお願い

ご加入(増額)の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容がご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自身が選択された保険金額・保険料、およびその他の商品内容はご意向に沿った内容となっていますか？



契約者：株式会社 東芝

東芝保険制度

せいめい(生命)保障プラン

特長

1

スケールメリットを生かしたお手頃な保険料です！

特長

2

定期的に保険金額を見直す機会があります！

ライフステージの変化にあわせて、

毎年保険金額を本人の場合は500万円～5,000万円で見直す機会があります。(注)

特長

3

定年(扱)退職後の継続もできます！

退職前に加入していれば、満75歳6か月を迎えた保険期間の最終日まで継続できます。

※詳細はP6「すでにご加入の方の継続の取扱い」をご覧ください。

特長

4

ご家族の保障も準備できます！

配偶者・子供も一緒にお申込みいただけます。(注)

※配偶者・子供のための加入はできません(本人の加入が条件です)。

※子供を加入させる場合は、加入資格を満たす子供全員について同一保険金額でお申込みください。

特長

5

剰余金があれば配当金が支払われます！

剰余金が生じた場合は、配当金が支払われ実質の負担額が軽減されます。※詳細はP4をご覧ください。

なお、将来お支払いする配当金は変動し、0<ゼロ>となる可能性もあります。

配当還元率

令和3年度	約33%
令和4年度	約38%
令和5年度	約28%

【ご注意】記載の配当還元率は過去の実績であり、将来の配当水準を示すものではありません。剰余金がない場合は支払われません。

※配当還元率とは、配当金支払額を年間払込保険料で割ったものです。

※記載の数字は団体への配当還元率です。

※配当還元率につきましては、在職者分と退職者分を含むご契約全体で計算した数値を記載しています。

特長

6

申込み手続きが簡単です！

簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。(注)

(注)健康状態によっては、加入(増額)できない場合があります。

東芝保険サービスとお客さまをつなぐwebサービス「TISCOT」をご利用ください。

ご自宅のパソコンやスマホでご利用の場合、初回のみ利用登録が必要です。利用登録に必要な仮IDは東芝保険サービス(株)までお問い合わせください。

TISCOTは
こんな場面で
ご利用いただけます

加入申込み

変更手続き

ご契約内容の確認

TISCOT
(TISCO-CONneCT)



<https://www.toshiba.co.jp/tisco/>

メリット① ▶ 契約内容確認・更新手続きにご利用いただけます。

メリット② ▶ 24時間365日アクセスいただけます。

メリット③ ▶ ご登録以降生涯にわたりお客さまをサポートします。

●「TISCOT」は東芝保険サービスとお客さまをつなぐwebサービスです。●各種お手続きにご利用いただけます。

(注) Web手続きに関する利用料は発生しませんが、通信費はお客さまのご負担となります。

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者である株式会社東芝に配付されています。

！ ご注意ください！

「せいめい(生命) 保障プラン」のご加入に際して、現在ご契約の他の保険契約(東芝保険制度以外)を解約や減額で内容変更されるときには、以下のようなことが起こる場合がありますので、ご注意ください。

- ◇ 契約年齢やご加入後の経過年数などによっては解約返戻金が払込保険料累計額を下回る場合があること。
- ◇ ご契約内容によっては満期保険金、配当を受取れない場合があること。
- ◇ 健康状態により「せいめい(生命) 保障プラン」にご加入(増額)いただけなかった場合、解約・減額してしまった他の保険契約(東芝保険制度以外)を元に戻すことができず、保障が無い状態になる可能性があること。

新規に「せいめい(生命) 保障プラン」にご加入(増額)される場合にもご注意ください事項がありますので、お申込みにあたっては、当パンフレット(契約概要、注意喚起情報)を必ずお読みください。

契約概要

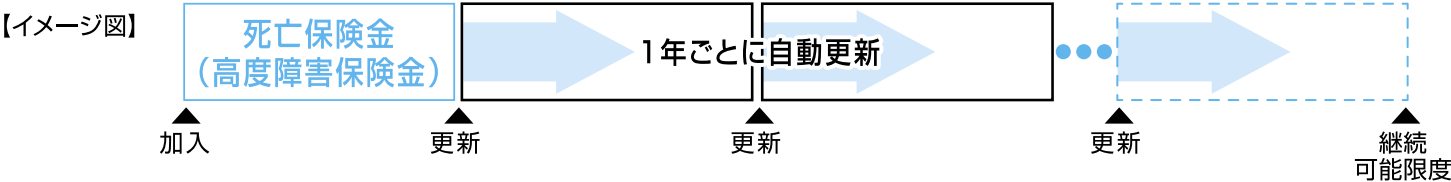
契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。
加入(増額)の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

保険の名称

団体定期保険 特約：団体定期保険こども特約、団体定期保険年金払特約

保険の特徴としくみ

- 死亡や所定の高度障害状態の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新によりP6の「すでにご加入の方の継続の取扱い」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。



責任開始日・保険期間

責任開始日	申込締切日の翌々月1日 (注)増額の場合、増額部分の責任開始日です。
保険期間	保険期間：令和7年1月1日～令和7年12月末日 今回お申込みの方の保障期間：責任開始日～令和7年12月末日 (注)増額の場合、増額部分の保障期間です。 原則、毎年自動的に更新されます。

保障内容【支払事由】

保険金は**いずれも保険期間中(責任開始日以後)に支払事由に該当した場合に支払われます**。
実際のお支払いは、保険金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。
(注1) 保険金が支払われない場合は、注意喚起情報の「5. 保険金をお支払いできない場合」を確認ください。
(注2) 保険金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態(P8の 別表 参照)になった場合

【ご注意】「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。

新規加入・増額できる方

加入資格（年齢は令和7年1月1日（更新日）時点の年齢）

本人	満14歳6か月超、満60歳6か月以下の正規従業員 （正規従業員以外につきましては、加入資格および加入できる制度が異なる場合がありますので、勤務先の厚生担当までお問い合わせください。） ※退職している場合、新規加入（増額）はできません。
配偶者	満18歳以上、満60歳6か月以下の本人の戸籍上の配偶者 ※本人が満65歳6か月超過後または退職している場合、新規加入（増額）はできません。
子供	満2歳6か月超、満22歳6か月以下の本人が扶養している子供 （健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します） ※本人が退職している場合、新規加入（増額）はできません。

- 健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。
- 支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金は支払われません。
加入後に加入対象者でなくなった場合には東芝保険サービス（株）までご連絡ください。
- 配偶者・子供のみの加入はできません（本人の加入が条件です）。
- 子供を加入させる場合は、加入資格を満たす子供全員について同一保険金額でお申込みください。

告知事項

以下の誓約告知事項1～3に一つでも該当される方は、お申込みいただけません。

事前にご確認のうえ、お手続きくださいますようお願いいたします。

- 告知日から過去3ヶ月以内に別表の病気により医師の治療（指示・指導^{（※1）}を含む）・投薬をうけたことがありますか。
- 告知日から過去1年以内に別表の病気により手術または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
- 告知日から過去1年以内に別表の病気により2週間以上にわたり^{（※2）}医師の治療（指示・指導^{（※1）}を含む）・投薬をうけたことがありますか。

（※1）「指示・指導」とは：医師の診察・検査をうけた結果更に検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等をうけることをいいます。

なお、健康診断や人間ドックの結果通知書による再検査の指示・生活指導などは医師の指示・指導に該当しませんが、その結果にもとづき医師（検査機関の医師・産業医を含みます）から直接指示・各種指導を受けている場合は、該当します。

（※2）「2週間以上にわたり」とは：一連の病気やけがで、医師の治療（指示・指導を含みます）や投薬をうけ、転院・転科を含め、初診から終診までの継続加療期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。）

別表：お申込みいただけない病名一覧

お申込みいただけない病名			
心臓・血管	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心不全、心筋症、不整脈、高血圧症 ^{（※1）} 、大動脈瘤、大動脈解離	※1 高血圧症は、告知日現在満36歳以上の方は告知事項に該当しません。（その他左記の病気でも告知事項に該当しない場合、お申込みいただけます。） ※2 おたずねしている「がん」は、以下を含みます。 悪性しゅよう、悪性新生物、癌、肉腫、白血病、リンパ腫、多発性骨髄腫、骨髄異形成症候群、真性赤血球増加症（多血症）、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症、カルチノイド など（上皮内がんは除きます。） ※3 糖尿病は、下表のすべての項目を満たす場合に限り告知事項に該当しません。（その他左記の病気でも告知事項に該当しない場合、お申込みいただけます。）	
脳・精神・神経	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、てんかん、統合失調症、躁うつ病、うつ病、抑うつ状態、神経症、パニック障害、不安障害、適応障害、睡眠障害、自律神経失調症、認知症、アルコール依存症、パーキンソン病、パーキンソン症候群		
肺・気管支	慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性気管支炎、肺気腫、気管支拡張症		
胃腸	かいよう性大腸炎、クローン病		
肝臓・すい臓	肝炎（肝炎ウイルス感染を含む）、肝硬変、肝機能障害、すい炎	告知日現在の満年齢	50歳以上
腎臓	腎炎、ネフローゼ、腎不全、のう胞腎	告知でおたずねしている期間内のインスリン治療有無	なし
がん・しゅよう	がん ^{（※2）} 、しゅよう（良性は除きます）	糖尿病による合併症（神経障害、網膜症、腎症など）	なし
その他	糖尿病 ^{（※3）} 、リウマチ、こうげん病、紫斑病	直近のHbA1cの検査値	7%未満

- 告知事項に該当がなくお申込みいただいたとしても、過去の告知や傷害歴等によりご加入（増額）いただけない場合があります。P9の「1. 告知に関する重要事項」もあわせてご参照ください。

受取人

被保険者	受取人	
	死亡保険金	高度障害保険金
本人	被保険者が指定した方 (被保険者ご自身以外)	被保険者ご自身
配偶者		
子供	本人(主たる被保険者)	

(注1)原則、友人・知人等の第三者(親族以外の方)を死亡保険金受取人とすることはできません。

(注2)特段指定がない場合、本人・配偶者の死亡保険金受取人は約款に定める順位(下表参照)の高い方になります。

(注3)遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。
- 死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位(下表参照)の高い方になります。
- 受取人を2名以上ご指定された場合でも、ご請求の際は代表受取人を1名定め、他の受取人からの委任を受けてその代表者からご請求いただき、代表受取人1名に全額をお支払いします。また受取人全員分の印鑑証明書などをご提出いただきます。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の戸籍上の配偶者	第二順位	被保険者の戸籍上の子(子が死亡している場合には、その直系卑属)
第三順位	被保険者の父母	第四順位	被保険者の祖父母
		第五順位	被保険者の兄弟姉妹

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

保険金の年金受取

保険金支払の際に受取人からの請求にもとづき、保険金の全部または一部で年金基金を設定し、年金基金より年金をお支払いする仕組みです。死亡保険金・高度障害保険金は、一時金(一括受取)に代えて「年金」での受取が可能です(子供の保険金は年金での受取はできません)。

(注)このお取扱いは、**保険金の受取方法**に関するものです。年金の種類・型、最低年金額、最低年金基金額等には一定の制限(※)があります。また、今後取扱内容が変更されたり、お取り扱い自体がなくなる場合があります。

(※)一定の制限については、別途、保険金のご請求時にご案内いたします。

配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。
- **将来お支払いする配当金は変動し、0(ゼロ)となる可能性もあります。**
- 保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

保険金額と月額保険料表

保障金額	死亡保険金額 または高度障害保険金額		本人									
			500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円
保険料(月額)	15～35歳 平成1年7月2日～平成22年7月1日生	男性	455円	911円	1,366円	1,822円	2,277円	2,733円	3,188円	3,644円	4,099円	4,555円
		女性	347円	695円	1,042円	1,390円	1,737円	2,085円	2,432円	2,780円	3,127円	3,475円
	36～40歳 昭和59年7月2日～平成1年7月1日生	男性	638円	1,276円	1,914円	2,552円	3,190円	3,828円	4,466円	5,104円	5,742円	6,380円
		女性	586円	1,172円	1,758円	2,344円	2,930円	3,516円	4,102円	4,688円	5,274円	5,860円
	41～45歳 昭和54年7月2日～昭和59年7月1日生	男性	758円	1,516円	2,274円	3,032円	3,790円	4,548円	5,306円	6,064円	6,822円	7,580円
		女性	650円	1,300円	1,950円	2,600円	3,250円	3,900円	4,550円	5,200円	5,850円	6,500円
	46～50歳 昭和49年7月2日～昭和54年7月1日生	男性	1,019円	2,039円	3,058円	4,078円	5,097円	6,117円	7,136円	8,156円	9,175円	10,195円
		女性	876円	1,752円	2,628円	3,504円	4,380円	5,256円	6,132円	7,008円	7,884円	8,760円
	51～55歳 昭和44年7月2日～昭和49年7月1日生	男性	1,402円	2,804円	4,206円	5,608円	7,010円	8,412円	9,814円	11,216円	12,618円	14,020円
		女性	1,090円	2,180円	3,270円	4,360円	5,450円	6,540円	7,630円	8,720円	9,810円	10,900円
	56～60歳 昭和39年7月2日～昭和44年7月1日生	男性	1,508円	3,016円	4,524円	6,032円	7,540円	9,048円	10,556円	12,064円	13,572円	15,080円
		女性	1,225円	2,450円	3,675円	4,900円	6,125円	7,350円	8,575円	9,800円	11,025円	12,250円
	以下、継続加入用です。(新規加入、増額はできません。)											
	61～65歳 昭和34年7月2日～昭和39年7月1日生	男性	1,571円	3,142円	4,713円	6,284円	7,855円	9,426円	10,997円	12,568円	14,139円	15,710円
		女性	1,444円	2,888円	4,332円	5,776円	7,220円	8,664円	10,108円	11,552円	12,996円	14,440円
	66～70歳 昭和29年7月2日～昭和34年7月1日生	男性	1,698円									
		女性	1,496円									
	71歳 昭和28年7月2日～昭和29年7月1日生	男性	1,819円									
		女性	1,558円									
	72歳 昭和27年7月2日～昭和28年7月1日生	男性	1,874円									
		女性	1,586円									
	73歳 昭和26年7月2日～昭和27年7月1日生	男性	1,937円									
		女性	1,620円									
	74歳 昭和25年7月2日～昭和26年7月1日生	男性	2,011円									
		女性	1,657円									
	75歳 昭和24年7月2日～昭和25年7月1日生	男性	2,098円									
		女性	1,697円									

保障金額	死亡保険金額 または高度障害保険金額		配偶者				
			100万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円
保険料(月額)	満18～35歳 平成1年7月2日～平成19年1月1日生	男性	91円	182円	273円	455円	911円
		女性	69円	139円	208円	347円	695円
	36～40歳 昭和59年7月2日～平成1年7月1日生	男性	127円	255円	382円	638円	1,276円
		女性	117円	234円	351円	586円	1,172円
	41～45歳 昭和54年7月2日～昭和59年7月1日生	男性	151円	303円	454円	758円	1,516円
		女性	130円	260円	390円	650円	1,300円
	46～50歳 昭和49年7月2日～昭和54年7月1日生	男性	203円	407円	611円	1,019円	2,039円
		女性	175円	350円	525円	876円	1,752円
	51～55歳 昭和44年7月2日～昭和49年7月1日生	男性	280円	560円	841円	1,402円	2,804円
		女性	218円	436円	654円	1,090円	2,180円
	56～60歳 昭和39年7月2日～昭和44年7月1日生	男性	301円	603円	904円	1,508円	3,016円
		女性	245円	490円	735円	1,225円	2,450円
	61～65歳 昭和34年7月2日～昭和39年7月1日生	男性	314円	628円	942円	1,571円	3,142円
		女性	288円	577円	866円	1,444円	2,888円
	66～70歳 昭和29年7月2日～昭和34年7月1日生	男性	339円	679円	1,019円	1,698円	3,397円
		女性	299円	598円	897円	1,496円	2,992円
	71歳 昭和28年7月2日～昭和29年7月1日生	男性	363円	727円	1,091円	1,819円	3,639円
		女性	311円	623円	934円	1,558円	3,116円
	72歳 昭和27年7月2日～昭和28年7月1日生	男性	374円	749円	1,124円	1,874円	3,749円
		女性	317円	634円	951円	1,586円	3,173円
	73歳 昭和26年7月2日～昭和27年7月1日生	男性	387円	775円	1,162円	1,937円	3,875円
		女性	324円	648円	972円	1,620円	3,240円
	74歳 昭和25年7月2日～昭和26年7月1日生	男性	402円	804円	1,206円	2,011円	4,022円
		女性	331円	663円	994円	1,657円	3,315円
	75歳 昭和24年7月2日～昭和25年7月1日生	男性	419円	839円	1,258円	2,098円	4,196円
		女性	339円	679円	1,018円	1,697円	3,395円

保障金額	死亡保険金額 または高度障害保険金額		子供		
			100万円	200万円	300万円
保険料(月額)	3～22歳 平成14年7月2日～令和4年7月1日生	男女共通	70円	140円	210円

(注1) 記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は令和7年1月1日(更新日)時点の満年齢で計算し、1年末満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。東芝保険制度「せいかつ(生活)保障プラン」と異なります。

(注2) 配偶者の保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。

(注3) 子供を加入させる場合は、加入資格を満たす子供全員について同一保険金額でお申込みください。

(注4) 上記に記載のない保険金額の保険料、すでにご退職されている方の保険料は、東芝保険サービス(株)担当窓口まで個別にお問い合わせください。

保険料について

■ 毎月の給与から控除します(加入月の給与から控除を開始)。
定年(扱)退職で保険を継続される場合は、残余保険期間(定年(扱)退職直後の12月31日まで)の保険料相当額を一括して払い込んでいただく必要があります。

■ 保険料表に記載の保険料は確定保険料(月額)です。子供の保険料は一人あたりの金額です。

■ 保険料は毎年更新時に見直され変更されることがあります。

■ 保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

すでにご加入の方の継続の取扱い

継続可能限度は、以下の年齢を迎えた保険期間の最終日

■本人・配偶者 満75歳6か月

■子供 満22歳6か月

(注)脱退事由(P7の「制度からの脱退等」参照)に該当した場合は継続できません。

継続できる保険金額の制限 (年齢は更新日時点の満年齢)

継続される方については、下記の取扱いとなります。

ただし、本人退職時の加入保険金額を超えての継続はできません。

また、配偶者・子供のみの継続はできません(本人の継続が条件です)。

退職後継続できるのは、①定年(扱)退職、②傷病休職期間満了による退職のいずれかの場合に限ります。退職後に新規加入(増額)することはできません。退職後も継続するためには、在職中に加入されている(保険期間が開始している)ことが必要です。ただし、加入手続を行った後、保険開始日前に退職された場合には加入自体が取消となります。退職の翌年以降は、保険料の払い込みの方法が口座引き取り(年一括払)となります。

本人		従業員年齢			
		満14歳6か月超～満60歳6か月以下	満60歳6か月超～満65歳6か月以下	満65歳6か月超～満75歳6か月以下	満75歳6か月超～
		[新規加入] 可能 [増額] 可能 [保険金額上限] 5,000万円	[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 5,000万円	[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 500万円	脱退

本人		従業員年齢			
配偶者		満14歳6か月超～満60歳6か月以下	満60歳6か月超～満65歳6か月以下	満65歳6か月超～満75歳6か月以下	満75歳6か月超～
配偶者年齢	満18歳以上～満60歳6か月以下	[新規加入] 可能 [増額] 可能 [保険金額上限] 1,000万円	[新規加入] 可能 [増額] 可能 [保険金額上限] 1,000万円	[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 100万円	脱退 (本人脱退の為)
	満60歳6か月超～満75歳6か月以下	[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 1,000万円	[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 1,000万円	[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 100万円	
	満75歳6か月超～	脱退	脱退	脱退	

本人		従業員年齢			
子供		満14歳6か月超～満75歳6か月以下			満75歳6か月超～
子供年齢	満2歳6か月超～満22歳6か月以下	[新規加入] 可能 [増額] 可能 [保険金額上限] 300万円			脱退 (本人脱退の為)
	満22歳6か月超～	脱退			

〈注意事項〉

■配偶者の保険金額は本人の保険金額以下で選択してください。

■現在加入中の保険金額が、下記年齢に応じた継続できる保険金額を上回り、『「せいめい(生命)保障プラン」加入・変更申込書兼告知書』で減額のお申込みがない場合は、更新時に年齢に応じた継続できる保険金額へ自動的に減額となります。

年齢に応じた継続できる保険金額

本人が満65歳6か月超…… 本人 500万円 配偶者 100万円

※配偶者の保険金額は配偶者の年齢にかかわらず上記の保険金額となります。

■更新後の加入内容については、webサービス「TISCOT」より加入者証を必ずご確認ください。

■退職後継続される方の保険料は、P5「保険金額と月額保険料表」と異なり年一括払いとなります。P7 [参考] をご確認ください。

【参考】

本人が退職された場合の年間保険料

保険期間 令和7年1月1日～令和7年12月31日までの保険金額と保険料を掲載

本人			死亡保険金額または高度障害保険金額	
保険年齢※	生年月日	性別	500万円	1,000万円
61～65歳	昭和34年7月2日～昭和39年7月1日生	男性	30,962円	61,924円
		女性	16,528円	33,057円
66～70歳	昭和29年7月2日～昭和34年7月1日生	男性	45,803円	(注)66歳以降は500万円のみとなります
		女性	22,232円	
71歳	昭和28年7月2日～昭和29年7月1日生	男性	59,887円	
		女性	29,449円	
72歳	昭和27年7月2日～昭和28年7月1日生	男性	66,289円	
		女性	32,766円	
73歳	昭和26年7月2日～昭和27年7月1日生	男性	73,623円	
		女性	36,666円	
74歳	昭和25年7月2日～昭和26年7月1日生	男性	82,178円	
		女性	41,031円	
75歳	昭和24年7月2日～昭和25年7月1日生	男性	92,305円	
		女性	45,687円	

- ◇年齢・性別により保険料は異なります。
- ◇記載の保険料は確定保険料(年額)です。
- ◇年1回(1月)、ご指定口座からの自動引落としとなります。
- ◇保険料は毎年更新時に見直されます。
- ◇詳細は、ご退職後にお届けする別冊の『東芝保険制度(退職者向け)せいめい(生命)保障プラン』をご参照ください。

※保険年齢…保険料を算出する際に使用する年齢のことで、令和7年1月1日(更新日)時点での満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。

(注)保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

制度からの脱退等

- お申出により制度から脱退することができます。

(注)制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日まで保障します。

- 次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

本人	死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合など
配偶者	死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合など
子供	死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人との扶養関係がなくなった場合(※)など

(※)更新日時点で被保険者としての資格がある子供は、その更新日を含む保険期間中は継続できます。

- 死亡・高度障害状態の場合で、返金する保険料がある場合は、後日、東芝保険サービス(株)から返金します。
- 加入できる方は日本国内に生活拠点を置く方に限ります。加入後に日本国外に生活拠点を移される場合(海外駐在・留学等一時的滞在は除きます。)は脱退いただきますので、速やかにお申し出ください。

主な税法上の取扱い(この保険について想定される一般的な取扱いです)

■保険料

本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。(対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。)(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

■死亡保険金

◇本人の死亡によって相続人が受取る保険金(保険料を本人が負担していたもの)は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。(相続税法第3条・第12条)

◇配偶者・子供の死亡によって本人(主たる被保険者)が受取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。(所得税法第34条、所得税基本通達34-1)

■高度障害保険金

非課税となります。(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)

■死亡保険金を年金で受取る場合

死亡保険金を受取った後、保険金額の全部または一部を年金基金に充当します。

死亡保険金は相続税または所得税(一時所得)等の課税対象となります。(相続税法第3条・第12条、所得税法第34条、所得税法施行令第183条、所得税基本通達34-1)

その後受取る年金は、雑所得として所得税の課税対象となります。(所得税法第35条、所得税法施行令第183条、所得税基本通達35-1)

(注)税務のお取扱いについては、令和5年5月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取扱いが適用されますのでご注意ください。

詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

引受保険会社 (令和6年7月1日時点)

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。
引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

【引受保険会社(引受割合)】

第一生命保険株式会社(50.3%) 〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)
日本生命保険相互会社(33.6%)、大樹生命保険株式会社(11.6%)、明治安田生命保険相互会社(1.6%)、
SOMPOひまわり生命保険株式会社(0.9%)、住友生命保険相互会社(0.7%)、
三井住友海上あいおい生命保険株式会社(0.6%)、東京海上日動あんしん生命保険株式会社(0.5%)、
富国生命保険相互会社(0.2%)

別表 高度障害状態 (公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

I. 眼の障害 (視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

II. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

III. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

----- ここまでが契約概要となります -----

注意喚起情報

加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。

必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

(注)増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

1. 告知に関する重要事項

健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

告知

現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。加入の申込みにあたっては、指定された画面・書面(告知事項)で引受保険会社がおたずねすることがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

指定された画面・書面(告知事項)に回答・提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

正しく告知いただけない場合の取扱い

事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

傷病歴などがある場合のお引き受け

傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

告知に関するお問い合わせ

P12の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめ了承ください。

2. 責任開始について

申込内容(告知内容)にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定(承諾)する権限(代理権)はありません。

3. クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用に関する事項

この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

4. 脱退による返戻金や満期による保険金について

この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

5. 保険金をお支払いできない場合

(注)増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

- 「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合
- 約款に定める免責事由に該当した場合
 - 死亡保険金・高度障害保険金
 - ◇加入日から起算して1年以内に自殺したとき(※1)
 - ◇保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき(主契約のみ)
 - ◇死亡保険金受取人の故意により死亡したとき
 - ◇その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき
 - ◇戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき(※2)
- (※1)精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。
- (※2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。
- 保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金の支払事由に該当した場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合
- 支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合
- 加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金の不法取得目的、他人に保険金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合
- その他、お支払いできない場合
 - ◇責任開始日より前に発病していた病気(※3)、または発生したケガ・障害を原因として所定の高度障害状態に該当したとき(下記の「例」参照)
- (※3)「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ・医師の診療を受けたことがある。
 - ・健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含む)を受けたことがある。
 - ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人(主たる被保険者)が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

例

○ お支払対象		原因が発生		責任開始日以後に原因が発生し、保険期間中に所定の事由に該当しているため、お支払いの対象となります。
× お支払対象外	原因が発生			責任開始日前に原因が発生しているため、お支払いの対象となりません。 正しく告知した場合もお支払いの対象となりません。

▲ 責任開始日 ▲ 所定の事由に該当 ▲ 保険期間終了
 ← 保険期間 →

6. 保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入の保険金額等が削減されることがあります。詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
TEL 03-3286-2820 ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

7. 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

----- ここまでが注意喚起情報となります -----

契約者および生命保険会社の個人情報の取扱い

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者（被保険者）および死亡保険金受取人の個人情報（氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等）〔以下、個人情報〕を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用（※1）します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス（※2）の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス（※2）の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

（※1）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

（※2）各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

東芝保険サービス株式会社の個人情報の取扱い

当社は保険会社等の取引先の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのお客さまへのご提供等、当社業務の遂行に必要な範囲内で、かつ適法、公正に利用します。また、当社は複数の保険会社と取引があり、取得した個人情報を取引のある他の保険会社の商品・サービスをご提案するために利用させていただくことがあります。詳細は、当社のホームページをご覧ください。

（<https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/privacy.htm>）

第一生命お問い合わせ先

保険金請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。ご加入内容から、支払事由に「該当するのでは?」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者にご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部
(団体保険総合受付フリーダイヤル)

 **0120-709-471**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金をもれなくご請求いただくために、被保険者さまおよびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約へのご加入がある場合、そのご契約の保障内容を確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。

告知・その他のお問い合わせ先

■告知について

■当パンフレット(契約概要・注意喚起情報)に関するご要望・苦情について

以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と団体番号【0712111】をお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部
(団体保険総合受付フリーダイヤル)

 **0120-005-328**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

お手続き方法のご案内・注意点

お手続き前に下記ご案内・注意点をご確認のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

 東芝保険サービスとお客さまをつなぐwebサービス「TISCOT」をご利用ください。

● 加入申込み

● 変更手続き

● ご契約内容の確認

東芝保険  検索

<https://www.toshiba.co.jp/tisco/>

ご自宅のパソコンやスマホでご利用の場合、初回のみ利用登録が必要です。統一ユーザーIDをお持ちの方は社内ネットワークよりご登録いただけます。社外ネットワークから利用登録される方で仮IDが不明な場合はお問い合わせください。



※「東芝グループ従業員の皆様へ」バナーから先の、商品ページをご覧いただくには別途IDとパスワードが必要となります。
ID:hoken パスワード:tisco21

ご本人の脱退手続きは、TISCOTからお申込みいただけません。ご希望の場合には、下記フリーダイヤルまでご連絡をお願いいたします。

土日・祝日・弊社休業日を除く、9:00～17:00

0120-1048-11 (外線:044-578-1042) (ガイダンスに従い「*」→「2」)

FAX番号 ▶ 0120-402-089



その他ご意見・ご要望 ▶ 東芝保険サービス株式会社 お客様相談室 **0120-994-899**



注意

「新規加入」「保険金額の増額」をご希望の場合、「健康状況告知」をいただく必要がございます。告知事項にひとつでも該当する方は新規加入・増額のお申込みをいただけません。
告知事項の詳細はP3をご覧ください。

東芝保険サービス(株)の窓口でのお手続きの場合

東芝保険サービス株式会社の各営業担当者または各事業所に常駐している東芝保険サービスの保険相談センターでもお手続きできます。

保険金請求に関するご連絡・お問い合わせは

せいかつ・せいめい119番

(東芝保険サービス
専用フリーコール)

0120-25-8892 (通話料無料)

受付時間 9:00～17:00
(土日・祝日・弊社休業日を除く)

取扱時間以外にお電話いただいた場合、三井住友海上事故受付センター(保険金請求受付)へ転送いたします。

東芝保険サービスHPからも保険金請求に関するご連絡、お問い合わせができます。(受付時間/24時間)

<https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/contact.htm>

